

三滝西2号井ほか自家発装置更新工事設計業務委託特記仕様書

四日市市上下水道局
平成26年11月

第1章 総 則

第1条 目的

四日市市上下水道局（以下「甲」という）において、現在稼動中である四日市市高角町地内三滝西2号井及び員弁郡東員町地内 長深取水場並びに四日市市尾平町地内 三滝水源地の自家発装置を更新するための発注仕様・設計図書を作成することを目的とする。本業務は「三滝西2号井ほか自家発装置更新工事設計業務委託」（以下「自家発装置という）の設計業務一式を委託するものである。受託者（以下「乙」という）は本特記仕様書を遵守し業務遂行すること。

第2条 業務計画書

乙は契約後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。

第3条 疑義

乙は業務の方針及び条件に疑義を生じた場合は甲と協議し明確にするものとする。

第4条 機密の保持

乙は、本業務上知り得た一切の事項を外部に漏らしてはならない。

第5条 技術者

1. 乙は設計業務等における管理技術者・照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、技術士（上水道部門及び工業用水道部門）の資格を有する者とする。
3. 照査技術者は、技術士（上水道部門及び工業用水道部門）の資格を有する者とする。
4. 各工程における担当技術者は同種業務の実務経験を有すること。
5. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
6. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

第6条 変更契約

作業の途中において甲の都合により、その内容に変更が生じてもそれが軽微な場合は乙の負担によりそれを処理する。

第7条 委託業務期間

契約の日より平成27年3月31日限りとする。

第8条 提出書類

乙は本業務の着手及び完了に当たって第2章第4条の成果品の外
業務着手届
主任技術者届
業務計画書
議事録
業務完了届 を提出すること。

第2章 委託設計業務

第1条 業務の範囲

本自家発電装置設計の範囲は、四日市市高角町地内 三滝西2号井及び員弁郡東員町地内 長深取水場並びに四日市市尾平町地内 三滝水源地に設置した自家発電装置一式を更新するための機器仕様策定、撤去・据付工事及び配線工事などの設計図書1式の作成とする。

第2条 既存発電機設備の状況

設置場所	用途	製造年	製造所	型式	回転数 (rpm)	定格出力 (PS)	出力 (KVA)	電圧 (V)	使用燃料
三滝西2号井	ディーゼル	H.6	日野	WO-6D	3,600	117	95	220	A重油
長深取水場	ディーゼル	S.63	いすゞ	6BD1T	1,800	128	100	440	A重油
三滝水源地	ガスタービン	H.3	ヤンマ	AT-600	1,800	480	400	6,600	A重油

第3条 工事設計条件

乙は、本業務の実施に当たって、稼動設備運用状況など水源事情を掌握するとともに、既設設備と調和する合理的・経済的な施設として設計計画を行わなければならない。

設計計画は、水道施設設計指針、水道維持管理指針、中小規模水道機械・電気設備設計要領・水道施設耐震工法指針・解説((社)日本水道協会)などを順守すること。

設計計画は、正確、丁寧、安全かつ経済的でなければならない。

設計計画に使用した参考資料、文献及び公式等は、その出典等を明記しなければならない。

第1項 既存設備の取扱い

既存設備は現行のとおり運用できることを前提とする。

第2項 設計対象設備

- 1) 三滝西2号井及び長深取水場並びに三滝水源地場内設備
- 2) 設備更新に伴い必要となる撤去・据付工事及び配線工事並びに改造工事

第4条 業務内容

水道施設の詳細設計業務内容

- ① 三滝西2号井発電設備、ポンプ更新に伴う仮設盤、仮設ケーブルによる負荷設備運転計画、パッケージ式発電設備及び別置燃料タンク、消音器、を更新対象とする。
- ② 長深取水場発電設備、ポンプ更新に伴う仮設盤、仮設ケーブルによる負荷設備運転計画、パッケージ式発電設備及び別置燃料タンク、消音器、を更新対象とする。
- ③ 三滝水源地発電設備更新に伴う負荷設備への仮設電源計画 又、発電容量検討
電気設備：発電機、自動始動版、発電機盤、蓄電器盤
- ④ 既設遠方監視設備と新盤信号の授受と整合を図る機能増設設計
- ⑤ 新盤更新に伴う配電線路・ケーブル布設設計
- ⑥ 上記①～⑤項目に係る機器仕様決定・既設設備機能増設、設計図作成、数量計算書、審査、概算工事費積算

第5条 資料の貸与

本業務の実施に当たって、下記の資料を貸与する。

- (1) 三滝水源地施設図書（印刷物）

- (2) 三滝水源地、三滝西2号井、長深取水場の施設運転データ（平成22年度～25年度電子版）
- (3) 各機器・電気設備完成図（印刷物）

第6条 打合せ及び協議

本業務の実施に当たって乙は、打合せ及び協議事項の結果については、その都度、遅滞なく議事録を作成し、甲に提出するものとする。

第7条 準備作業

(1) 現地踏査

乙は着手後、速やかに現地踏査を行い既存水源施設の状況・現場条件など、工事の施工性についてその実態を十分に把握し設計に反映させるものとする。

(2) 貸与資料及び指示事項

乙は、貸与された資料に基づき関係図面を現地と照合して、その内容を十分に掌握するものとする。また、現地踏査及び打合せ等における指示事項についても、その内容を十分に掌握し、設計・計画に反映させるものとする。

第8条 検討作業

検討作業は、第4条業務内容によるも、下記事項に留意し遂行すること。

(1) 更新計画・仮設方案の検討

今回計画設計する設備は、既施設全体との整合性と保守点検・維持管理内容を十分考慮のうえ計画すること。

新旧設備の切替計画は、既設設備の停止が最小となるよう仮設計画すること。また、一部の機器・装置故障により設備全体が停止しない構成、制御とし安全確実な設備運用が出来る計画とする。

(2) 施設計画・配置計画、施工方法の検討

配置計画は、ケーブルルートなどは最短で経済的とし、設備への先行投資を抑えた計画とする。

第9条 審査・納品

成果品を納めると共に係る内容について甲に説明する。

第10条 成果品

本業務における成果品は、設計図及び機器仕様決定に伴う検討書、計算書、その他資料、原図・原稿である。

1) 詳細設計図書（設計図、特記仕様書、概算設計書、数量内訳書・計算書）

設計図書は工事種別毎に取り纏めること。

（例：三滝西2号井自家発装置更新工事、長深取水場自家発装置更新工事、三滝水源地自家発装置更新工事など、打ち合わせにより分冊のこと）

2) 検討（計算）書、調査内容、その他検討資料・参考資料

3) 上記1)～2)の電子保存データ（保存メディアはCD-R又はDVD-R）

（例 設計図：autocad.DWG（R14）形式、特記仕様書：word.doc形式、設計書：excel.xls形式、その他：PDF形式など）

納品部数は以上の製本図書3部と原稿、保存メディア1部とする。

〔別紙〕 個人情報取扱注意事項

(基本事項)

- 第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

- 第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

- 2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

- 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

- 第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

- 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第6 乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託又は請負（以下「再委託」という。）をしてはならない。

- 2 乙は、前項の承諾により再委託する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複製し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複製又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、資料等を当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1)紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2)電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従業者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第56条、第57条、第59条及び第60条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

[別紙] 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止等の措置を講ずる。